

救急自動車仕様書

この仕様書は、横浜市立大学附属病院（以下「当院」という。）が購入する救急自動車（以下「救急車」という。）について、必要な事項を定める。

(1) 総則

1. 適合法令

救急車は、この仕様書に定めるものの他、次に掲げる法令等に適合し緊急自動車として承認を得られるものであること。

- 1 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）
- 2 「平成 30 年基準排出ガス規制」に適合すること。
- 3 その他関係法令等

2. 遵守事項

製作にあたっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 受注者は仕様内容に疑義が生じた場合は、速やかに総務課担当者と協議すること。
- (2) 受注者は仕様内容の解釈について相違があるときは、当院の解釈に従うこと。
- (3) 受注者は仕様の変更が必要な場合は、当院の承認を得るとともに、速やかに書面にて確認書を提出すること。
- (4) 本車両は横浜市立大学附属病院で使用する救急車で、本仕様書に基づき効率的にその効力を発揮できるよう性能良好なものを製作すること。
- (5) 契約締結後、自然災害、戦争・暴動、疫病等、当事者が合理的に支配しえない出来事に起因する事由により、期限までに納入できないことが判明した場合には、双方協議のうえ対応をする。

3. 承認図書等の提出

受注者は、契約後速やかに総務課担当者と細部について打ち合わせを行うものとし、契約後、速やかに次の書類を 2 部提出し、承認を受けるものとする。（承認後 1 部返却）

- (1) 製作工程表
- (2) 救急車外観 5 面図
- (3) 救急車諸元明細図
- (4) 電気系統配線図
- (5) 装備品等取り付け図
- (6) 使用資機材明細一覧表（メーカー名及び型式）
- (7) その他総務課担当者が指示するもの

4. 完成図書等の提出

受注者は、納車時に次の書類等（A 4 版に製本したものを 1 部）を提出すること。

- (1) 改造自動車等審査結果通知書の写し
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 救急車取り扱い説明書
- (4) 装備品・取り付け品の取り扱い説明書
- (5) 写真・登録後完成車の前後左右 1 枚
- (6) その他総務課担当者が指示するもの

5. 検査の実施

次の検査を実施する。この検査に合格しない場合は、次の工程に進めることができないものとする。

(1) 書面検査

製作に先立ち、受注者の責任について、明確にした承認図書を提出し、総務課担当者が確認し、承認を受けること。

(2) 中間検査

承認した図面をもとに、各医療機器を積載する前に総務課担当者が仕様書に基づき、中間検査を生産工場にて実施する。

なお、検査申請は、契約者あて書面をもって受検者氏名、実施場所を明記し、工程表に基づき検査の 2 週間前までに申請書を提出すること。

(3) 完成検査

総務課担当者が仕様書に基づき検査を実施する。

検査の結果、不合格となったものは、総務課担当者が指定する日までに、部品の交換、補修又は改修を行い、再度検査を実施する。

6. 納入期限及び納入場所

(1) 納入期限 2024 年 3 月 29 日（金）

期限にかかわらず、可能な限り早期に納入すること。

(2) 納入場所 横浜市立大学附属病院 横浜市金沢区福浦 3 丁目 9

※ 納入時には、緊急自動車登録が終了していること。

7. 医療機器の取り扱い

仕様書上の医療機器関係の購入及び取り付けは、当院が別に医療機器販売業者から購入するものを取り付けるものとする。受注者は、医療機器メーカー受注者と車両取り付け品について、打ち合わせを十分行い、職員が安全に使用できるように設置するものとする。

救急車への取り付けは、受注者の責任において行うことを原則とするが、法令等の規定に従い、医療機器メーカーが行う必要があるときは、その限りではない。

また、取り付けに関する疑義が生じた場合は、総務課担当者と協議し、担当者の指示に従うものとする。

8. 登録・費用

救急車の検査登録に要する諸費用は、受注者の負担とする。また、自動車賠償責任保険料、自動車重量税、自動車リサイクル料は受託者が負担する。

9. 保証期間

保証期間は、車両のほか取り付け品及び積載機器については、12 か月とする。

なお、各メーカーが12 か月以上の保証を定めている場合は、メーカーの保証期間とする。

また、車両取り扱い及び積載機器の取り扱いに関する重要事項については、書面で提出し、総務課担当者の承認を得ること。

10. 取り扱い指導

受注者は、本車両の操作及び取り扱い要領並びに各装置、装備品の使用方法について、受注者の責任のもと、各専門業者による取り扱い指導を1 回以上実施すること。

なお、指導実施日時については、本車両納入前に総務課担当者と調整を行い決定する。

(2) 仕様

車両は国内自動車メーカーが生産販売し、且つ未登録車で契約時の最新型とする、以下の仕様を満たすものであること。

1. 主要諸元

(1) 車体形状 ワンボックス型、超ハイルーフ車

(2) 車両構造 常時登録された車両総重量の状態で振動、衝撃等を十分緩衝できる車体とし、緊急走行時に安全かつ安定した性能を有するものであること。

(3) 駆動方式 二輪駆動または四輪駆動 オートマチック式

(4) 車両寸法

(5) 全 長 : 5,950mm 以下

全 幅 : 2,060mm 以下

全 高 : 2,850mm 以下

傷病者室内長 : 3,100mm 以上

傷病者室内幅 : 1,700mm 以上

傷病者室天井高 : 1850mm以上

(6) エンジン : ガソリンエンジン

(7) 使用燃料 : レギュラーガソリン

(8) 乗車定員 : 7名以上

(9) パワーウインド及びパワーステアリング付き

(10) 救急車取り付け品及び付属品は、別紙1、別紙2のとおりとする。

なお、別紙1、別紙2と、「2. 車体の構造及び艗装」で重複して記載されている物品の数量は、別紙1、別紙2に掲げる数量とする。

2. 車体の構造及び艤装

車体の構造及び艤装は、メーカー標準装備のほか次のとおりとする。

(1) 車体関係

- ア 車体は、全有蓋で密閉式構造のものであること。
- イ 車体後部は、ストレッチャーの積み下ろしが容易であること。
また、ストレッチャーが車体と接触するおそれがあるところは、アルミ又はステンレス等で補強すること。
なお、メーカー仕様が同等の補強を施している場合を除く。
- ウ スライド式ドアは、傷病者室の左側前面部に設け、昇降用ステップには、アルミ縞板を取り付けし、滑り止めを取り付けること。
- エ 跳ね上げ式ドア（以下「後方ドア」という。）は車両後部に設け、昇降用ステップにはアルミ縞板を取り付け補強し、滑り止めを取り付けること。
- オ 傷病者室に設ける窓及びドアのガラスは 2/3 以上の範囲をくもりフィルムとすること。
- カ 全ドア対応のワイヤレスリモコン式キーは 3 本とする。アナログキーが内蔵されていない場合は、追加でアナログキーを 1 本とする。
- キ けん引フックは、フロントバンパー下部のシャシフレームに取り付けること。（着脱式も可とする。）サイドバイザーは、運転席及び助手席に取り付けること。
- ク 全車輪には、泥除けを取り付けること。
- ケ 運転席及び助手席から傷病者室が確認できるミラーを取り付けること。
- コ 助手席専用サイドミラーを取り付けること。
- サ フロントアンダーミラーを取り付けること。
- シ 路肩灯は左右後輪付近に取り付け、スモールライト連動式とすること。
- ス 前方向左右にコーナーセンサーを取り付けること。
- セ 安全面を配慮した車両周囲確認装置を取り付けること。
- ソ バックドアに取り付けたカメラをルームミラーに電子画像として映し出せる後写鏡を取り付けること。

(2) 内装関係

- ア メインストレッチャーを搭載すること。メインストレッチャーの規格は下記の通りとする。
 - (ア) 3 段階以上の高さ変更が可能であること。
 - (イ) 担架部分とストレッチャー部分の切り離しが可能であること。
 - (ウ) 全長 2100mm 未満であること。
 - (エ) 全幅 650 mm 未満であること。
 - (オ) 点滴棒を取り付けること。
 - (カ) オールレベルロールイン式のものとする。
 - (キ) 傷病者臥位面にはマットレスまたクッション等の緩衝部品があること。
 - (ク) 枕を取り付けること。
 - (ケ) ストレッチャー両側にアームプレートを備えること。
- イ ストレッチャーの積載架台は、次の機能を有すること。

- (ア) 遠心力及び加速度等により生ずる揺れを十分吸収できるものであること。
- (イ) 防振ベッドにストレッチャーを固定する際のロックは、傷病者に振動を与えない程度に調整すること。
- (ウ) ストレッチャーの基本位置は傷病者室右側を基本とし、スライドできる構造にすること。
- ウ ストレッチャーの両サイドに人が起立できる構造であることが望ましい。
- エ ベッド頭部側に座席を設けること。
- オ はね上げ構造のシートを傷病者室左側に 3 つ設けること。シートの下部に収納スペース等を設けず、ストレッチャー横のスペースが確保できることが望ましい。
- カ 酸素ボンベ（10L または 9.4L）用のホルダーは、業務の支障とならない箇所に 2 本固定できるように、固定バンド付きの専用受け台を設けること。（ボンベは当院所有のものを使用）
- キ 酸素ボンベ用減圧弁はドイツ式とし、車両へ 2 つ設置すること。
- ク 酸素取り出し口は川重型とし、傷病者室内壁面に 2 つ以上設置すること。（取り付け位置等は別途協議）
- ケ 酸素流量計（支給品にて用意する）は、傷病者の起き上がりに支障のないように取り付け、配管は耐圧配管とし、確実に固定すること。また、クの要件を満たせない場合に限り受注者指定の酸素流量計の使用を認める。（取り付け位置等は別途協議）
- コ 点滴ビンを吊り下げるフック及び固定装置を 2 本分、傷病者室に取り付けること。
- サ C 型フックは、傷病者室右側側面に 6 箇所以上取り付けすること。（取り付け位置等は別途協議）
- シ 傷病者室天井に、手すりを取り付けること。
- ス フックを運転席後部、助手席後部及び傷病者室に 3 個以上取り付けすること。
- セ 助手席後方隔離壁付近に消毒ボトル収納ボックスを取り付けること。
- ソ ペーパータオルホルダーを傷病者室に 1 つ以上取り付けすること。（マグネット式可、また取り付け位置別途協議）
- タ ディスポーザブルグローブホルダーを傷病者室内に 5 つ以上取り付けすること。（マグネット式可、また取り付け位置別途協議）
- チ 運転席後方に大型収納庫を取り付けること。
- ツ 傷病者室右側前方上部ルーフサイド収納庫を取り付けること。
- テ 傷病者室左側前方上部ルーフサイド収納庫を取り付けること。
- ト 傷病者室右側最後方側面にバックボード収納庫を設け、扉を取り付けること。
- ナ 運転席及び助手席と傷病者室の間に飛沫感染防止用の仕切り扉を取り付けること。
- ニ ト・ナ・この収納庫のうち 1 箇所に鍵を取り付けることが望ましい。
- ヌ 傷病者室内に二段引き出しを設け 1 箇所以上鍵を取り付けること。
- ネ メインストレッチャー上部に保育器を固定するための措置を施すこと。
- ノ 右側面に ME 機器ラックを設置すること。
- ハ 輸液ポンプ・シリンジポンプ等を 2 台同時に使用できる数のポールを設置すること。
- ヒ 後部乗降用手すりを設置すること。
- フ 傷病者室内装および装飾には樹脂製または塗装を施した金属製、その他清拭性に優れた材質を使用すること。
- ヘ 傷病者室の床は水洗いが行えること。

(3) 電装関係

- ア 傷病者室照明

- (ア) 天井に傷病者の症状及び職員の業務に支障のない照度を有する調光器付大型蛍光灯を取り付けること。
- (イ) 調光器付傷病者室灯は、ベッド頭部の天井部分に取り付けること。その際、活動に支障のない構造とすること。
- イ 医療器材用の電源として、次のとおりとする。
 - インバーター（正弦波 300W以上）を取り付け、交流 100V 2 口コンセント(3 極式)を 4 箇所取り付けること。
（取り付け位置等は別途協議）
 - インバーター等の電源系ユニットはメンテナンス性に優れた蓋つき収納庫に収めること。
- ウ 外部電源を使用している状況でも AC100V が使用でき、かつ過充電防止機能を有した全自動車両充電装置を取り付けること。
- エ 外部電源コードを車両に接続している際、警報ブザーおよび確認ランプで容易に認識できる設備を取り付けること。
- オ 運転席と別に傷病者室に冷暖房装置を取り付けし、傷病者室には換気装置を取り付けること。
- カ サイレンは、救急自動車に備えるサイレンの音色について救急自動車に備える電子サイレンに適合するものとする
こと。
- キ 散光式赤色警光灯は LED とし、屋根前面及び後側面左右に取り付けること。
- ク 車両側面上部に、赤色点滅灯および作業灯を左右各 2 個ずつ取り付けること。
- ケ 赤色点滅灯は LED とし、フロントバンパー上方の左右およびフロントバンパー側面に取り付けし、散光式警光灯と連動させること。
- コ 後方ドアを開けた状態で、後方の車両に注意を促せるように、点滅灯（LED 式）を取り付けること。
- サ 各種操作スイッチは、運転席と助手席の間にできる限りまとめて取り付けし、運転席及び、助手席から容易に操作できるものとする。なお、各スイッチは、銘板を取り付けること。
- シ フレキシブルマイク（個別スイッチ付）は、運転席上部に取り付けること。
- ス 後退警報器を取り付けること。
なお、運転席に ON/OFF スwitchを取り付けること。
- セ 後退時、バックアイカメラが作動する構造とすること。（バックアイカメラについては、車両周囲確認装置対応も可とする。）
- ソ カーナビゲーションを取り付けること、もしくは、運転席付近にモニターを設置しスマートフォン等の通信機器と接続することで地図システムをモニターに投影できるようにすること。
- タ ETC(2.0)装置を取り付けること。（セットアップを含む）
- チ 映像記録装置（ドライブレコーダー 2 カメラ式）を運転室内に取り付けること。

(4) 塗装関係

- ア 車体の塗色は白色とし、耐久性に富む上質塗料による仕上げを行うこと。
- イ 車体周囲に別途協議を行う内容のデザインを施すこと。
- ウ 文字の記入
 - (ア) 文字の記入については、カッティングシートを貼り付ける方法とすること。
 - (イ) 横書きの文字記入の向きは、車両に向かって左から右方向とすること。また、車両前面の文字は鏡文字とすること。
 - (ウ) 当院が指定する位置に「横浜市立大学附属病院」と記入すること。
 - (エ) 文字は、横書きとすること。

- (オ) 文字の色・大きさ・フォントと位置は別途協議とする。
- (カ) 総務課担当者に、文字デザイン図を提出すること。
- I 車体は、完全な錆止め処理を施すこと。下廻りにも防錆処理を施すこと。

1. 取り付け品

1. 規格欄にある製品名等は、同等品を可とする。ただし、同等品で応札する場合は事前に担当者の承認を得ること。

No.	品名	数量	規格
1	LED 補助警光灯（フロントバンパー）	2	大阪サイレン製 LFA-150
2	LED 補助警光灯（フロントバンパー側面）	2	大阪サイレン製 LFA-50
3	LED 補助警光灯＋LED 作業灯一体型	4	大阪サイレン製 LFIA-300
4	電子サイレンアンプ	1	大阪サイレン製 OPS-D151Q・MK-D1

2. 医療用機材（支給品）

1. 医療用機材は、当院より支給、取り付け金具や壁面等の補強を行うこと。

取り付け位置は別途協議する。

No.	品名	規格
1	吸引器	日東工器株式会社 Qtum QT-500
2	酸素流量計（ピン方式）	株式会社 群馬コイケ セフティフロー
3	輸液ポンプ	TERUMO TE-281A,TE-281N
4	シリンジポンプ	TERUMO TE-332,TE-332S,TE-352,TE-382,TE-SS835N
5	AED	PHILIPS HS1+e
6	人工呼吸器	ドレーゲルメディカル Oxylog 3000+
7	ベッドサイドモニター	日本光電 BSM-3562